

令和5年度 石川児童クラブ募集要項

石川町では、就労等により昼間保護者のいない家庭における児童の育成指導を図るため、「遊び」及び「生活」を通して児童の健全育成活動を行う「石川児童クラブ」を開設しております。

つきまして、令和5年度石川児童クラブの利用を希望される方は、児童クラブ利用申請書等により申込みをしてください。

1. 対象児童（利用基準）

保護者等が就労などにより昼間家庭にいない世帯の小学生

（児童クラブ利用料を滞納していない世帯）

※児童クラブを利用する場合、下校時の通学バスの利用はできません。

2. 募集定員 120名程度

★定員超過の場合★

例年、申込みが募集定員を超過している状況にあります。

募集定員を超えた場合は、低学年の児童や配慮を要する児童、既に利用している児童は利用状況、保護者の就労状況等、総合的に勘案し優先順位をつけ、決定とさせていただきます。

そのため、希望しても利用できない場合がありますので、ご了承ください。

3. 利用要件・利用できる期間

| 利用事由 | 利用可能期間 |
|----------------|-------------------------------|
| 就労のため | 雇用の定めがある場合は、その月末まで |
| 妊娠中・出産のため | 出産予定日の2か月前から出産2か月後の日が属する月末まで |
| 病気などのため | 病気などが回復するまで |
| 病人の看護などのため | 看護・介護をしている病人が回復するまで |
| 災害のため | 災害復旧に必要な期間 |
| 入所後転職などで求職するため | 3か月間（期間内に在職証明書などを提出すれば期間延長可能） |

4. 開設期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日

（夏休み等の長期休業期間を除く）

★開設しない日★

日曜日、祝日、4月1日、4月2日

お盆休み（8月12日～16日）、年末年始（12月28日～1月3日）

5. 開設時間

| 利用区分 | 開設時間 | 最大延長時間 |
|------------|------------|--------|
| 月曜日～金曜日 | 下校時 ～18:00 | 18:45 |
| 土曜日・長期休業期間 | 7:45～18:00 | 18:45 |

6. 開設場所 ※天候や季節により下記以外の場所で活動する場合があります。

| 施設名 | |
|-----|-----------------------------------|
| | 文教福祉複合施設「モトガッコ」内「児童クラブ室」及び「各学習室等」 |
| | 石川小学校内「児童クラブ室」 |

7. 利用料

| 料金種別 | 区分 | 金額 | 備考 |
|---------|-----|-----------|-------------------------------|
| 通常利用 | 登録料 | 年額 1,800円 | 4月の利用料とあわせて引き落とし |
| | 利用料 | 月額 3,000円 | 兄弟で利用する場合は、2人目以降 月額 1,500円 |
| 夏休み期間のみ | 登録料 | 500円 | |
| | 利用料 | 4,000円 | |
| 延長利用 | | 日額 200円 | 18:00~18:45 |

8. 申込手順

(1) 申込期間 **令和5年1月18日(水)から令和5年2月8日(水)** (土日を除く)

※申込期間を過ぎた場合は、利用優先度が低くなりますのでご注意ください。

※夏休み期間のみ利用の場合は、6月中にお知らせしますので申込みをお願いします。

(2) 申込先 石川町役場3階 教育委員会 教育課 こども係

(3) 申込書類 次の申請書等(①~③)は、モトガッコ内「石川児童クラブ」または、石川町教育委員会で受領してください。

① 児童クラブ利用申請書

② 家庭調査票(申請書裏面)

③ 就労証明書等(※必要な添付書類は以下のとおり)

| 利用要件 | | 必要な添付書類 | 付記 |
|-------------|----------|------------------------------------|---------------------|
| 就労 | 会社員・パート等 | 就労証明書 | 事業所の方が記入したもの |
| | 産休中 | | |
| | 自営業・内職 | 就労証明書 | 事業主が記入 |
| | 農業 | 農業従事確認書 | 農業委員会で発行 |
| | 職業訓練 | 訓練受講決定通知 | 受講内容、受講スケジュールがわかるもの |
| 妊娠中・出産 | | 出産(予定)児童の母子手帳の写し | |
| 障害 | | 障害者手帳の写し | |
| 看護・負傷・看護・介護 | | ①疾病・看護等確認書 ②診断書、手帳、介護保険被保険者証の写し | 担当地区民生委員の確認を受ける。 |

9. 利用決定までのスケジュール

(1) 利用決定の方法

年度当初の児童クラブの利用決定は、申込書により放課後の家庭状況等を総合的に判断し、児童クラブの必要性が高い児童を優先して行います。申込みの受付順ではありませんので、申込みをされても利用できない場合があります。ご了承ください。

(2) 入所までのスケジュール

| | |
|-------------------|--|
| 石川児童クラブ募集要項の配布開始 | 令和5年1月17日 |
| ↓ | |
| 利用申込受付期間 | 令和5年1月18日~令和5年2月8日 |
| ↓ | |
| 利用決定通知 または 利用保留通知 | 3月上旬 |
| ↓ | |
| 利用開始 | 在校児童 令和5年4月3日(月)から 新入学児童 令和5年4月6日(木)から(入学式) |

(問合せ先：石川町教育委員会 教育課 こども係 ☎0247-26-0811)